

4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 北名古屋水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	67.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	70.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	84.2%
6～10年	87.3%
1～5年	84.2%

【説明欄】

- ・全職員及び勤続年数別の男女差異については、全ての女性職員は勤続年数が15年以下ためこの割合になる。(区分別の女性割合⇒11～15年：10%、6～10年：50%、1～5年：25%)
- ・扶養手当や住居手当については、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多い。(男性支給割合⇒扶養手当：94.5%、住居手当：99.0%)
- ・男女差異に「—%」と明記されている箇所は、該当する女性職員が存在しない。(内16～20年については、男性職員も存在しない。)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。